

【刑 法】

問題 次の事例における甲及び乙の罪責を論じなさい（特別法違反に関しては不問とする）。

- (1) 甲は、かねてから交際していた女性の兄であるAからその交際につきたびたび電話またはメールを通じて罵倒されてきた。某日、Aからの電話に憤激した甲は、そのままA方に赴けば必ず喧嘩になるだろうと思いつつ、この機会に、何かと自分に文句を付けるAを痛めつけてやろうと考え、近くにあった鉄パイプをつかみ取り、一緒にいた友人乙に鉄パイプでAを痛めつける意図を示すために、「これからA方に談判に行くが、自分1人では心細い。たぶん殴り合いの喧嘩になるだろうから、そうなったら加勢してくれ。」と申し向けた。乙は、まったく気が進まなかったが、日頃から甲には借りがあるので「俺は鉄パイプなんて使わない。でもお前とAの間で殴り合いの喧嘩になったら必ず加勢するよ。」と答えた。
- (2) 甲と乙は甲の自動車でA方に赴き、甲は、乙に裏口を見張るように依頼し、乙が裏口に向ったのを確認した後、自車のトランクから前記鉄パイプを取り出して手に持ち、表玄関のドアベルを押した。
- (3) 乙は、気乗りのしないまま甲に言われたとおりに裏口で待機していたところ、意外にもA本人が裏口から出て来た。Aは、激昂のあまり甲と乙とを間違えて、「甲か、わしを襲いに来たのか。だったら返り討ちにしてやるぜ。」などと言いながら、自分の上着ポケットからバタフライナイフを取り出し、それを腰に構えて乙に襲いかかって来た。そこで乙は、「待ってくれ、俺は甲じゃない。俺は襲う気なんて最初からないんだ。」と叫びながら、Aがバタフライナイフで突き刺すのを何回かかわした。その際、乙は、偶然、A方裏口の補修工事のために置かれていた角材に手が触れたので、これを右手につかみ、とっさに、再度ナイフを突き刺して来たAの前額部を1回、顔面を横殴りに2回それぞれ殴打した。
- (4) 殴打されたAがその場所に崩れるように倒れ込むと、乙は、持っていた角材を放り投げた。しかし、何回も自分に攻撃の意思がないことを主張したにもかかわらず、Aが繰り返しナイフによる刺突行為を加えたことに激昂した乙は、Aの手からナイフを取り上げると、「くたばるのはお前の方だ。」と言いながら、倒れて動かなくなっているAの背中をそのナイ

フで3回にわたって突き刺し、それをAの背中に刺したままその場所から立ち去った。

- (5) 後に、Aはナイフで刺されて死亡したのではなく、角材で前額部及び顔面を左右から殴打されたことによる頭蓋骨折で死亡していたことが判明した。
- (6) ところで、甲が押した表玄関のドアベルに応じて出て来たのはAの双子の弟Bであり、甲は、これをAと取り違えて、「人をなめるなよ。」などと罵倒しつつBに襲いかかったので、Bは「待ってくれ、何のことだ。」と言いながら家屋内に逃げ込んだ。甲が、これを追いかけて、逃げるBの後頭部及び背中に向けて前記鉄パイプを2回にわたって振り下ろしたところ、殴打されたBはその場所に倒れた。
- (7) その様子を見た甲は、「人を怒らせると最後はこうなるんだ。」などと叫びながら、さらにBの頭部に鉄パイプを振り下ろし、Bの手足がまったく動かなくなるまで10数回にわたって殴り続け、Bを頭蓋骨折及び脳挫傷で死亡させるに至った。
- (8) 甲は、動かなくなったBが高価な外国製腕時計を身に付けていることに気付いたので、「これは迷惑料にもらっていくぜ。」と言って、これを外し自分のズボンのポケットに入れて家屋外に出て逃走した。